

危険に関する重要な事項について事実の告知がされず，保険事故が発生した場合の規律

	保険法部会資料 11 の第 4 の 1 (3) の A 案（現行商法）の規律				保険法部会資料 11 の第 4 の 1 (3) の B 案の規律			
	引受範囲外		引受範囲内		引受範囲外		引受範囲内	
	因果関係なし	因果関係あり	因果関係なし	因果関係あり	因果関係なし	因果関係あり	因果関係なし	因果関係あり
故意		×		×	（因果関係原則不採用の場合は×）	×	（因果関係原則不採用の場合は×）	×
重過失		×		×	（因果関係原則不採用の場合は×）	×	（因果関係原則不採用の場合は ）	
軽過失								
無過失								

= 保険金全額支払， = 保険金の支払額を減額可能（保険金の一部支払），× = 保険金の支払を拒絶可能

「因果関係原則」= 告知されなかった事実と発生した保険事故との間に因果関係がない場合には保険金を支払うとの原則

保険法部会資料 11 の第 4 の 1 (3) に関する事案をもとにした検討

事例 1 被保険者は病気 A (引受範囲外) という持病があったが、これを告知しなかった。被保険者はケガ又は保険契約締結後にかかった病気が原因で死亡した。

現行商法の立場 保険金全額支払

プロ・ラタ主義 保険金全額支払 (因果関係原則を採用しない場合には、保険金支払拒絶可能となる。)

現行法上全額支払となる事案について、プロ・ラタ主義を採用した結果支払拒絶可能となることの当否

事例 2 被保険者は病気 A (引受範囲外) という持病があったが、これを告知しなかった。被保険者は病気 A が原因で死亡した。

現行商法の立場 保険金支払拒絶可能

プロ・ラタ主義 保険金支払拒絶可能

事例 3 被保険者は病気 B (引受範囲内) という持病があったが、これを告知しなかった。被保険者はケガ又は保険契約締結後にかかった病気が原因で死亡した。

現行商法の立場 保険金全額支払

プロ・ラタ主義 保険金全額支払 (因果関係原則を採用しない場合には、故意の場合は保険金支払拒絶可能となり、重過失の場合は保険金の支払額減額可能となる。)

現行法上全額支払となる事案について、プロ・ラタ主義を採用した結果支払拒絶又は支払額の減額可能となることの当否

事例 4 被保険者は病気 B (引受範囲内) という持病があったが、これを告知しなかった。被保険者は病気 B が原因で死亡した。

現行商法の立場 保険金支払拒絶可能

プロ・ラタ主義 故意の場合は保険金支払拒絶可能、重過失の場合は保険金の支払額減額可能 (保険金の一部支払)

現行法上支払拒絶可能な事案 (重過失の場合) について、保険金を一部支払うようにすることの必要性 (当否)

保険法部会資料 11 の第 4 の 1 (3) の B 案の規律を便宜上「プロ・ラタ主義」と表現している。